

別表（第2関係）

	補助対象事業	事業主体	事業内容		補助対象経費	採択基準	補助額
1	ふるさと食材供給事業	都市農村交流活動を推進する農業者団体	市内の農産物を主原料として地域特産品の生産・供給を行う事業		農産物の購入費	市内産の農産物であること。ただし、同一の地域特産品に係る補助金の交付の決定を受けることができる年度は、最初に補助金の交付の決定を受けた年度から起算して3年度間に限る。	補助対象経費に5分の1を乗じて得られた額以内の額。ただし、1団体当たり、100千円を限度とする。
2	観光農林漁業推進管理事業	農林漁業者が組織する団体	観光農林漁業のために必要な施設営繕又は運営管理に必要な資材等の購入を行う事業		施設営繕費 施設管理費	団体構成員が3人以上であること。	補助対象経費に3分の1を乗じて得られた額以内の額。ただし、1団体当たり、140千円を限度とする。
3	土づくり支援事業	土づくりを行う団体	米利用の有機性資源を活用して土づくりを行う事業		土づくりの資材費	団体構成員が3人以上であること。	補助対象経費に3分の1を乗じて得られた額以内の額。ただし、1団体当たり、90千円を限度とする。
4	景観作物栽培事業及び試験展示圃事業	実行組合及び農事組合法人	転作に伴うもの	(1) 景観作物栽培事業 農地の有効活用を図り、地域の景観形成に寄与する作物（れんげを除く。）を栽培する事業 (2) 試験展示圃事業 転作作物に関する高度な営農技術について実証するとともに、これらと稲作等の合理的組合せによる輪作農法の展示実証を行う事業	(ア) 種苗費 (イ) 肥料・農薬費 (ウ) 資材費 (エ) 育成費	茨木市域の農地を対象とし、1団体当たりの栽培面積はおおむね10アール以上で、同一品目を作付けすることとする。ただし、同一品目による複数申請はできない。	補助対象経費に10分の8を乗じて得られた額以内の額。ただし、1団体当たり、70千円を限度とする。 補助対象経費に10分の8を乗じて得られた額以内の額。ただし、1申請当たり、70千円を限度とする。
		実行組合及び農事組合法人又は農業者		遊休農地の活用に伴うもの	(3) 景観作物栽培事業 農地の有効活用を図り、地域の景観形成に寄与する作物（れんげを除く。）を栽培する事業	(ア) 種苗費 (イ) 肥料・農薬費	茨木市域の農地を対象とし、1団体当たりの栽培面積はおおむね10アール以上で、同一品目を作付けすることとする。

備考 補助額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

